

高齢者虐待防止の手引き

～高齢者の尊厳の保持のために～



近年、家庭や老人福祉施設などでの高齢者に対する暴力や嫌がらせ、介護放棄などが表面化し、社会的な問題となっています。

このような高齢者の人権を侵害する行為の増加を受けて、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「**高齢者虐待防止・養護者支援法**」という。）」が平成 18 年 4 月に施行されました。

高齢者への虐待を発見した場合には市町への通報義務があることなどが定められましたが、まだ多くの方に周知されるまでには至っていません。

虐待を見つけた場合は早めに相談・通報することが事態の深刻化を防ぎます。また、地域で支えあうことにより、養護者に負担がかかりすぎないようにすることも大切です。

この手引きにより、高齢者虐待についての認識を深めていただき、早期発見・早期対応、そして高齢者虐待を未然に防ぐ地域づくりのための指針として御活用ください。

福井県